改正後

（等級の区分）

第六十一条　（略）

2　（略）

3　法第四十四条第一項ただし書の厚生労働省令で定める職種は、次に掲げる検定職種とする。

一～五　（略）

（削る）

六～十一　（略）

別表第五（第十一条関係）

一　一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

1～7　（略）

訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
（略）	（略）	（略）	（略）
防水施工科	（略）	（略）	（略）
樹脂接着剤注入施工科	施工法 材料 建設一般 製図 関係法規 安全衛生	一五〇	二一
内装仕上げ施工科	内装仕上げ一般 建築構造 建築製図 関係法規 安全衛生 次の科目のうち必要とするもの プラスチック系床仕上げ施工法 カーペット系床仕上げ施工法 木質系床仕上げ施工法 鋼製下地施工法 ボード仕上げ施工法 カーテン施工法 化粧フィルム施工法	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

（等級の区分）

第六十一条　（略）

2　（略）

3　法第四十四条第一項ただし書の厚生労働省令で定める職種は、次に掲げる検定職種とする。

一～五　（略）

六　樹脂接着剤注入施工

七～十二　（略）

別表第五（第十一条関係）

一　一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

1～7　（略）

訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
（略）	（略）	（略）	（略）
防水施工科	（略）	（新設）	（新設）
内装仕上げ施工科	内装仕上げ一般 建築構造 建築製図 関係法規 安全衛生 次の科目のうち必要とするもの プラスチック系床仕上げ施工法 カーペット系床仕上げ施工法 木質系床仕上げ施工法 鋼製下地施工法 ボード仕上げ施工法 カーテン施工法	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）